

十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分に限る。）並びに附則第六条、第十二条、第三十六条（第二条第十六条号を同条第十八条号とし、同号の次に「二号を加える改正規定（第二十号に係る部分に限る。）及び同条第六号の次に「二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）に限る。）及び第三十八条（第十六条第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条第五項の項の次に次のようにより加える改正規定（租税特別措置法施行令第三十六条の三第二項の項に係る部分に限る。）に限る。）及び第三十九条（第二十号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）

次に掲げる規定 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条の八の改正規定、同令第二十六条の二十八の三第八項の改正規定、同令第二十七条の十の次に二条を加える改正規定（第二十七条の十一に係る部分に限る。）、同令第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分を除く。）、同令第三十九条の五の改正規定、同令第三十九条の四十四の次に二条を加える改正規定（第三十九条の四十五に係る部分に限る。）及び同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分を除く。）並びに附則第三十六条（第二条第二号の改正規定（第四十二条の十（第五項を除く。）の下に「第四十二条の十一（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）、同条第十六号を同条第十八条号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第十六条号を同条第十八条号とする部分及び同号の次に二号を加える部分のうち同条第二十号に係る部分を除く。）、同条第十二号の改正規定（第六十八条の十四（第五項を除く。）の下に「第六十八条の十五（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）及び同条第六号の次に二号を加える改正規定（第八号に係る部分を除く。）に限る。）及び第三十八条（第十九

六条第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条第五項の項の次に次のように加える
改正規定（租税特別措置法施行令第三十六条第三項の項に係る部分を除く。）及
び第二十一条第七項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次に次
行令第三十九条の九十第六項の項の次に次のように加える
のよう加える改正規定（租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第二項の項に
係る部分を除く。）に限る。）の規定
(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する
法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三十七条 施行日から附則第一条第九号に定め
る日の前日までの間における前条の規定による
改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に
関する法律施行令第一条の規定の適用について
は、同条第二号中「第四十三条から第四十八条まで」とあるのは、「第四十三条から第四十四条の三まで、第四十四条の五から第四十八条まで」として、同条第十四号中「第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで」とあるのは、「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」とする。
**附 則（平成二二年一〇月一四日政令第三
三一九号）抄**
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から
施行する。
**附 則（平成二二年一二月二日政令第三
八三号）抄**
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。
**一 目次の改正規定、第一条の二第三項の表の
改正規定、第五条の三第二項の改正規定、第
五条の四を削る改正規定、第五条の四の二の
改正規定、同条を第五条の四とする改正規
定、第五条の五第八項の改正規定、第五条の
六の改正規定、第五条の七の改正規定、第五
条の八の改正規定、第五条の九の改正規定、
第五条の十一を削る改正規定、第六条の改正
規定、第六条の二（見出しを含む。）の改正
規定、第十条に一号を加える改正規定、第
十七条の五を削る改正規定、第二十七条の五
の二の改正規定、同条を第二十七条の五とす
る改正規定、第二十七条の七及び第二十七
条の八の改正規定、第二十七条の十三第二項の**

改正規定、第二十九条の五の改正規定、第三十一条の四の改正規定、第三十二条の四の改正規定、第三十三条の四の改正規定、第三十四条の七（見出しを含む。）の改正規定、第三十五条第二項の改正規定、第三十六条第五項及び第三十六条の二の第四項の改正規定（第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、第三十九条の十八第九項の改正規定、第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第五項の改正規定、第三十九条の三十五第五項の改正規定、第三十九条の三十五の四の改正規定、第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第五項の改正規定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三十九条の四十とする改正規定、第三十九条の四十二条の改正規定、第三十九条の四十五の三の改正規定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三十九条の五十及び第三十九条の五十一の改正規定、第三十九条の五十二（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の八十五（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の六十九第一項に一号を加える改正規定、第三十九条の七十一の改正規定、第三十九条の七十四の改正規定、第三十九条の八十八第九項の改正規定、第三十九条の百十八第九項の改正規定、第四十二条の六第一項の改正規定並びに第四十七条第十一号の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条から第二十条まで、第二十一条（第二条第八号の改正規定を除く。）、第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定に限る。）の規定、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五回）の施行の日（平成二十四年十一月一日）

二　略
　　第二十六条の八を削り、第二十六条の八の二を第二十六条の八とする改正規定、第三十三条の六の次に一条を加える改正規定、第三十九条の八十四の次に一条を加える改正規定及び第四十三条を削り、第四十三条の二を第四十三条とし、第四十三条の三から第四十三条の五までを一条ずつ繰り上げる改正規定並びに附則第三十一条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第一条第一号の改正規定、同令第二条第三号の改正規定（「第五十七条の九（第三項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）を削る部分を除く。）及び同条第十四条の改正規定（「第六十八条の五十八の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）を削る部分を除く。）に限る。）の規定　平成二十四年七月一日
三から八まで　略

九　第三十三条の八の改正規定、第三十九条の三十五の四第三項第一号の改正規定及び第三十九条の八十五の二を削る改正規定並びに附則第二十二条及び第三十一条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第三号の改正規定（「第五十七条の九（第三項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）を削る部分に限る。）及び同条第十四号の改正規定（「第六十八条の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）を削る部分に限る。）の規定　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日

附　則　（平成二十四年七月二十五日政令第二〇二号）抄
(施行期日)

1	この政令は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
附則	（平成二十五年三月三〇日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成二十五年五月三一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附則	（平成二五年五月三一日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成二六年三月三一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。
附則	（平成二七年三月三一日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成二七年四月一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則	（平成二七年三月三一日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成二七年七月一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一	第一条第一号の改正規定（「第四十二条、」を「第四十一条の二十二、」に改める部分に限る。）平成二十七年七月一日
二	第一条第一号の改正規定（第三十七条の十四の四に改める部分及び「第四十二条、」を「第四十二条の二十二、」に改める部分を除く。）同条第二号の改正規定及び第二条第十一号の改正規定 平成二十八年四月一日
三	第一条第一号の改正規定（第三十七条の十四の三に改める部分及び「第四十二条、」を「第四十二条の二十二、」に改める部分を除く。）同条第十二号の改正規定 平成二十八年四月一日
四	第二条第二号の改正規定（第四十二条の十五の二の下に「第六十八条の十五の三」を加える部分に限る。）及び同条第十三号の改正規定（第六十八条の十五の二の下に「第六十八条の十五の三」を加える部分に限る。）地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日

五	第二条第三号の改正規定（「及び第七項」を「第九項、第十一項及び第十三項」に改める部分に限る。）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行
六	第二条第三号の改正規定（「及び第七項」を「第九項、第十一項及び第十三項」に改める部分を除く。）及び同条第十四号の改正規定 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日
2	改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）。以下「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告及び連結法人（新法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。
附則	（平成二九年三月三一日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成二九年四月一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定（「第五十七条の五」を「第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五（第五十四条の二（第二項及び第三項を除く。）を加える部分に限る。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。）及び同条第十三号の改正規定（「第十四項を除く。」の下に「第六十八条の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）を加える部分に限る。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。）

1	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二	第二条第二号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）
三	第一条第二号の改正規定（第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分を除く。）令和二年四月一日
四	第一条第二号の改正規定（第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）第二条第二号の改正規定（「第六十八条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の五」の下に「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十五の八」の下に「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）
五	第二条第七号の改正規定及び同条第十七号の改正規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日

2	（経過措置） 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等のない社団等を含む。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号。以下「改正法」という。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）に規定する事業年度又は連続事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第八十九条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五（第五項を除く。）又は第六十八条の十（第五項を除く。）の規定（以下「旧規定」という。）の適用がある場合における当該事業年度又は連続事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第八十九条第一項又は第五百五条第一項の規定にかかるらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。
附則	（平成三一年三月三一日政令第一号）抄
（施行期日）	（平成三一年四月一日政令第一号）抄
第一条	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二	第一条第一号の改正規定 令和二年一月一日
三	第一条第二号の改正規定（第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分を除く。）令和二年四月一日
四	第一条第二号の改正規定（第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）第二条第二号の改正規定（「第六十八条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の五」の下に「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十二の五」の下に「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）
五	第二条第七号の改正規定及び同条第十七号の改正規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日

